

(仮称) 新・琵琶湖文化館整備事業 競争的対話の実施結果

- ・ (仮称) 新・琵琶湖文化館整備事業に関する競争的対話の実施結果を次のとおり公表します。
- ・ 競争的対話の参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものについては掲載していません。

■競争的対話の実施結果

| No | 資料名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 確認したい内容 | 公表可否 | 回答 | | |
|----|-------|----------|------|----|---|-----|----|------|---|---------|------|--|----|--|
| | | | 頁 | 数 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 数 | | | | 英字 | |
| 1 | 入札説明書 | 予定価格 | 18 | | 4 | (9) | | | | | | 開館準備・維持管理・文化観光等に係る光熱水費（総額496,500,000円）については、実費精算とすることとなっていることから、本項目については、予定価格は据え置いた上で、入札価格から除外することとしていただけないでしょうか。 | ○ | 原文のとおりとします。 |
| 2 | 要求水準書 | 用語の定義 | 2 | | | | | | | | | 実施方針等資料の質問回答について、その回答による各資料内容の解釈や発注者の考え方が事業契約上で正式な公表資料として扱われる入札説明書等と同等に扱われるようにしていただけないでしょうか。 また、原文に変更がない箇所においても実施方針等の回答における解釈は入札説明書等も同様であることを確認させていただきます。 ※入札説明書公表以降に修正した資料や質問回答が優先されることは問題ございません。 | ○ | 事業契約、入札説明書等、提案書類の順に解釈を優先したうえで、実施方針等及びその質問回答の内容は左記の内容より劣後したうえで採用し、入札説明書等の参考資料として位置付けます。 |
| 3 | 要求水準書 | 下水熱の活用 | 21 | 第2 | 1 | (2) | イ | (ア) | | | | 下水熱利用に関しては、活用を検討すること、となっていることから、提案上下水熱利用を行わない提案とした場合でも要求水準未達にはならないとの理解でよろしいでしょうか。下水熱の利用の採用是非と実現性について確認させていただきたいです。 | ○ | ご理解のとおりです。 |
| 4 | 要求水準書 | 水害時の浸水想定 | 23 | 第2 | 1 | (2) | ウ | (エ) | | | | 琵琶湖の氾濫による水害発生時の浸水想定レベルが分かれば教えてください。北側道路地盤レベル（付属資料12大津港地下駐車場図面よりTP+86.03m）から1.0m上がったTP+87.03mと考えてよろしいですか。 | ○ | 浸水時の水位高（標高＋浸水深）は86.94mを想定しています。なお、滋賀県防災情報マップ（ https://shiga-bousai.jp/dmap/top/index ）の水害リスクマップのページより、左の凡例の「地先の安全度マップ」のチェックを外し、「琵琶湖洪水浸水想定区域図」にチェックし、該当箇所をクリックすることで確認可能です。 |
| 5 | 要求水準書 | 断熱について | 26 | 第2 | 1 | (2) | オ | (ウ) | | | | 収蔵庫等の外壁に面する場合の断熱材について（文中の「躯体側」「収蔵庫側」の定義について）確認させていただきたいです。 | ○ | 「躯体側」とは、二重壁空気層の外壁に面する箇所を指し、「収蔵庫側」は二重壁空気層の収蔵庫に面する箇所を指しています。 |
| 6 | 要求水準書 | 管理用通路 | 31 | | 2 | (1) | | | | | | 事業予定地東側の管理用通路について、地盤レベルの高上げを行っても差し支えないでしょうか。 | ○ | 管理用通路の高上げは、南側道路と北側ロータリーの高低差1.0m程度の最小限の範囲で可とします。高上げによって東側空地に発生する高低差の処理（擁壁等）は最小限にとどめ、将来的な東側空地との接続に配慮してください。なお、詳細については設計段階での協議によるものとします。 |

■競争的対話の実施結果

| No | 資料名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 確認したい内容 | 公表可否 | 回答 |
|----|----------------|--------------------|------|----|---|-----|----|------|---|---|------|--|
| | | | 頁 | 数 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 数 | | | |
| 7 | 要求水準書 | 収蔵庫について | 44 | 第2 | 2 | (5) | ア | | | 「収蔵庫3を2室に分割できる計画」の定義について確認させていただきたいです。 | ○ | 収蔵品の形状によって、保管先を選択できるよう収蔵庫3を2室に分割できる計画としています。収蔵庫3を2室に分割し、分割した部屋同士の出入口は木製引戸等（要求水準の収蔵庫扉と同等の性能でなくても構わない）とし、前室や廊下を経由することなく収蔵庫3内で行き来可能な計画としてください。 |
| 8 | 要求水準書 付属資料4 | 荷解室梁型 | 49 | 第2 | 2 | (5) | ア | | | 荷解室の天井に要求天井高さ5.0m以下（搬出入に影響のない高さ）の梁型を設けてもよいでしょうか。 | ○ | 文化財を安全に移動できることを前提に、可とします。 |
| 9 | 要求水準書 | 利用者動線 エレベーター | 56 | 第2 | 2 | (5) | オ | | | 「エレベーターは2基設置」とあるが、「エレベーターは1基設置」との内容に条件変更していただけないでしょうか。あるいは、車いす利用者2名同時利用が可能であれば、20人乗り以上とする要件を無くしていただけないでしょうか。 | ○ | 原文のとおりとします。本施設は県内小学生を対象としたフローティングスクールの開催場所となることを想定しており、団体での利用が想定されます。団体利用を見込んだ輸送能力を確保するために、エレベーターの2基設置は必要であると考えます。 |
| 10 | 要求水準書 | 事務所 | 57 | 第2 | 2 | (5) | カ | | | 事務室を県職員と事業者の利用区分で分割して配置する（合計面積を変えずに2室にする）ことは可能でしょうか。またその場合、県が利用する必要面積がございましたらご教授お願いします。 | ○ | 県職員と事業者の事務室は、コミュニケーションの円滑化を目指して1室としています。また事務室や研究室は、収蔵庫・展示室への職員動線を配慮した階配置とすることで、収蔵品等の保管環境の監視・点検が容易となり、学芸員及び職員の利便性が向上するため、職員用の諸室は近接させることを基本的な考え方としています。 そのため、事務室の分割配置（県職員と事業者）は可としますが、コミュニケーションや利便性に配慮した計画としてください。分割配置とする場合、事務室合計面積は要求水準を満たす提案とし、事業者の事務室は目的に応じた提案としてください。県職員の事務室は30㎡程度確保してください。 |
| 11 | 要求水準書 | 歩道整備 | 59 | 第2 | 2 | (6) | イ | | | 管理用通路はゲートを設けて一般利用者が立ち入りできない状態となりますが、東側県有地や琵琶湖ホテル等への東西動線は、南側の既設歩道と北側の歩行者空間を確保すれば整備方針に反するものではないという認識でよろしいでしょうか。 | ○ | ご理解のとおりです。管理用通路東側土地の具体的な活用方法の想定は、現時点ではありませんが、進入防止用ゲートを設けることから関係者以外の進入（車両・歩行者とも）は想定し難いと考えます。 |
| 12 | 要求水準書 | 移転業務の支援 | 75 | 第3 | 2 | (2) | ア | | | 移転業務にある5つの「支援」とはそれぞれ具体的にどのようなものでしょうか。県と移転業者が直接やりとりし、事業者は打合せへの出席、参考情報提供、搬入時の日程調整程度の認識しておりますが、そのような理解で良いでしょうか。 | ○ | ご理解のとおりです。 |
| 13 | 要求水準書 | 開館準備期間中の 維持管理業務 | 75 | 3 | 2 | (1) | ウ | | | 開館準備期間中の警備員常駐配置についても、以下のNo.17と同様の要望とします。 | ○ | 原文のとおりとします。 |

■競争的対話の実施結果

| No | 資料名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 確認したい内容 | 公表可否 | 回答 | |
|----|-------|----------------------|------|----|---|-----|----|------|---|---------|------|----|--|
| | | | 頁 | 数 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 数 | | | | 英字 |
| 14 | 要求水準書 | DBの登録 | 75 | 第3 | 2 | (3) | ア | | | | | ○ | データクレンジングは県にて実施します。事業者は、提供されたデータについて、誤記や表記ゆれなどの確認の上、登録を行ってください。 なお、参考資料2「①エクセルデータ」および「③運用開始後の新規入力・更新」は電子データにて提供し、「②運用開始までに新規入力する情報」については手入力とします。 |
| 15 | 要求水準書 | 館内情報システム整備 | 77 | 第3 | 2 | (3) | ウ | (ウ) | | | | ○ | 情報セキュリティ担当者の配置について、専属ではなく、かつ常駐する必要はないでしょうか |
| 16 | 要求水準書 | 電気主任技術者費用 | 65 | 第2 | 3 | (4) | ア | (ア) | | | | ○ | 工事期間中の受電後の基本料金及び電気主任技術者費用について、事業者負担という解釈で問題ないでしょうか。 |
| 17 | 要求水準書 | 巡回・常駐警備 | 92 | 4 | 2 | (6) | エ | (ウ) | ① | | | ○ | 警備室での常駐警備員365日24時間配置必須とあるが、機械警備との併用により夜間の防犯性・安全性が担保できることを条件に要求水準の緩和（必須⇒事業者提案に依る）をお願いしたい。 |
| 18 | 要求水準書 | オンライン展示 | 100 | 第5 | 2 | (2) | ウ | | | | | ○ | オンライン展示とはどのようなものでしょうか。いずれにしても県が用意されたコンテンツをHPにUPするなどの外部委託を要しない簡易な作業という理解で良いでしょうか。 |
| 19 | 要求水準書 | インフォメーション・ラーニングゾーン運営 | 103 | 第5 | 2 | (4) | ウ | (ウ) | | | | ○ | フローティングスクール用プログラムについて、現在想定している・起点・終点・立寄の受入、回数、プログラム数についてご教示ください。 現在公開されている情報より、大津港発が年20回程度を想定しています。 大津港には、延25航海程度、1航海あたり最大150名の児童数を想定しています。湖北の学校からの来航となるため、彦根港発（11航海）・長浜港発（11航海）・高島港発（3航海）が対象となります。（令和4年度計画数） 午後の寄港地活動（13:30～16:00）の時間帯において、児童の入館から退館まで通常20～30分程度。学習プログラムは15分程度×2本（通常用1本、野外活動が難しい場合の荒天用1本）のうち1本の提供を想定しています。 ただし、一括受入れのみではなく、受入時間、グループを分けるなどの対応が可能な提案であれば、それ以下の受入人数も可とします。 なお、大津港発のフローティングスクールの事前学習として小学生の訪問も想定されますが、通常の学校見学対応としてください。 |
| 20 | 要求水準書 | インフォメーション・ラーニングゾーン運営 | 103 | 第5 | 2 | (4) | ウ | (ウ) | | | | ○ | フローティングスクールはコースなどを除き、基本的に違いはないと考えてよろしいでしょうか。 |

■競争的対話の実施結果

| No | 資料名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 確認したい内容 | 公表可否 | 回答 |
|----|-------|----------------------|------|----|---|-----|----|------|---|---------|------|--|
| | | | 頁 | 数 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 数 | | | |
| 21 | 要求水準書 | インフォメーション・ラーニングゾーン運営 | 103 | 5 | 2 | 4 | ウ | (ア) | | | ○ | 全てのプログラム内容の更新が原則です。既存のプログラムの内容の大半をそのままにして一部の追加・更新をすることを全ての更新とは考えていません。なお、事業者は必要に応じてインフォメーション・ラーニングゾーンの展示設備の修繕・更新も行ってください。 |
| 22 | 要求水準書 | 施設貸出 | 105 | 第5 | 2 | (5) | エ | | | | ○ | 前段についてはご理解のとおりです。なお、県の利用については概ね6か月前までに利用スケジュールをお示しします。 |
| 23 | 要求水準書 | 来館者看視・対応 | 110 | 第5 | 2 | (6) | ウ | (7) | ③ | | ○ | 現時点では次の人・日程度の看視員を想定しています。 特別展：50日×6名（展示室全面） 企画展：50日×6名×2回（同全面） テーマ展小：50日×2名×2回（同片面） テーマ展大：50日×4名×2回（同片面） なお、展覧会間の人数調整の可能性がります。 |
| 24 | 要求水準書 | ボランティア管理 | 113 | 第5 | 2 | (6) | ウ | (ウ) | | | ○ | ボランティア就任の半年程度前に募集し、研修機会の提供に2～3か月程度を想定しています。人数については検討中ですが、館内では1週間あたり最大延30名を想定しているほか、館外活動も想定していますが、具体的な人数の想定はありません。 |
| 25 | 要求水準書 | 施設使用料 | 117 | 第6 | 1 | (4) | | | | | ○ | 提案時についてはご理解のとおりです。ただし、建物の価格および床面積は事業契約後に精査のうえ確定します。また、使用面積は、調理スペース等その他業務に係る専用部分に係る面積を対象とします。椅子等の共用部を兼ねる面積は施設の目的内の使用とみなします。ただし、その他業務に係るスペースを専用に独立させる場合には対象面積とします。なお、使用料率について、下記のとおり修正します。 aの使用料率：0.055→0.0704 bの使用料率：0.033→0.0484になります。 要求水準書を修正します。 |
| 26 | 要求水準書 | ライセンス使用料 | 118 | 第6 | 2 | (1) | ウ | (ウ) | | | ○ | 所有者・著作権者が県以外のものについては、必要な手続き・費用負担をしてください。県所有の収蔵品については原則無料とする方向です。 |
| 27 | 要求水準書 | 用語の定義 | 131 | 第6 | | (3) | ア | | | | ○ | 本施設について、利用者にとって価値のあるブランドを構築するための活動を、主に県業務である広報業務において実施することを想定しています。遅くとも令和8年上半期には、必要となる情報をお示しする予定です。 |

■競争的対話の実施結果

| No | 資料名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 確認したい内容 | 公表可否 | 回答 | |
|----|-----------------|------------------------------|------|---------|---|-----|----|------|---|---------|---|----|---|
| | | | 頁 | 数 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 数 | | | | 英字 |
| 28 | 要求水準書 付属資料4 | インフォメーション・ラーニング ゾーン 講堂 | 2 | | | | | | | | 天井高の基準は、一旦、その他の居室の基準と同様に、2.7m以上として、それ以上の天井高の確保は、提案によって可能という形に、条件変更していただけないでしょうか。 | ○ | 原文のとおりとします。 |
| 29 | 要求水準書 付属資料13 | 備品 | 1~5 | | | | | | | | リスト表に県側と事業者側との記載があるが県側の方は県の負担と考えて良いでしょうか。 | ○ | 付属資料13に示す什器・備品は全て事業者が調達してください。なお、維持管理は、付属資料13の分担に沿って実施するものとし、県の分担の記載がある備品については、県が維持管理を実施し、本事業のサービス対価には含みません。 |
| 30 | 要求水準書 付属資料14 | 収蔵庫設備 | | | | | | | | | 今回の入札からは、本リストの調達、設置は、本事業とは別途としていただき、滋賀県様の別途の工事（調達、設置）として、メーカーと直接、価格交渉をして、メーカーへ直接発注いただけないでしょうか。 | ○ | 原文のとおりとします。 |
| 31 | 要求水準書 付属資料14 | ガラス扉付スチール製低湿庫（金工用） | 6 | | | | | | | | ①庫内最低湿度は、40%RHでよろしいでしょうか。 ②W1800×D900×H1800サイズは特注なので、W1200×D668×H1846の既製品対応でよろしいでしょうか。 | ○ | ①庫内最低湿度は50%RHとしてください。②サイズは既製品対応で問題ありません。 |
| 32 | 要求水準書 付属資料14 | No8大型屏風収納用木製棚 | 8 | | | | | | | | 大型屏風収納用木製棚（10連2列）×38架とあります。屏風の収納数は、19隻@10列×2列×38架＝1444隻になりますが、その理解でよろしいでしょうか。 | ○ | 付属資料14「収蔵庫設備リスト」に記載の寸法の大型屏風用収納棚を38架、調達いただければ問題ありません。 |
| 33 | 様式集 11-1 | 滋賀県内企業への 発注 | 69 | | | | | | | | 記載内容を遵守する事とありますが、物価などが計画（提案提出）時点と著しい変動があった場合、サービス対価などと同様に協議の上で修正する事は可能でしょうか？ | ○ | 様式11-1は、「県内企業等の活用に関する提案書」であり、記載された内容は、落札者決定基準における評価項目となっています。そのため、県内企業等の活用に関する提案書に記載された内容を変更することは、公平性確保の観点からも原則認められません。ただし、合理的な変更理由がある場合は協議には応じることといたします。 |
| 34 | 事業契約書 (案) | サービス購入料A-1 | 55 | 別紙 1 | 3 | (1) | ア | | | | 事業契約書（案）には、「事業者は、発注者による事前調査業務、設計業務の完了確認を受けた後、建設工事着工日（杭工事の着手時点または根切り工事の着手時点を意味する。）以降、3か月以内に当該業務に係る請求書を発注者に提出する。発注者は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対してサービス購入料A-1を支払う。」と記載がありますが、一方で様式5-13（1）施設整備業務の対価（サービス対価A）の支払時期（請求年月日）は2025年4月と定められております。サービス対価A-1については、事業者の提案したスケジュールに基づき、前段の事業契約書（案）記載の通りに支払われる理解でよろしいでしょうか。 | ○ | 様式5-13（1）に記載のスケジュールで支払います。当該箇所を修正します。 |

■競争的対話の実施結果

| No | 資料名 | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 確認したい内容 | 公表可否 | 回答 | |
|----|-----------------------|--------|------|---------|---|-----|----|------|---|---------|--|----|---|
| | | | 頁 | 数 | 数 | (数) | カナ | (カナ) | 数 | | | | 英字 |
| 35 | 事業契約書 (案) | 保険 | 79 | 別紙 3 | | | | | | | 事業契約における保険付保義務について、構成企業・協力企業等の企業保険の活用を検討したいと考えております。事業契約で求める保険と企業保険の条件の差について、適当な代替案を講じることで、企業保険の活用を御了承いただけないでしょうか。 | ○ | 事業者等が付保する保険について、事業契約に定める付保内容が満たせる場合は、企業保険の活用も可とします。 |
| 36 | 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答 | 施設構成 | 3 | 11 | | | | | | | 「事業者用の駐車場（通勤用は除く）は2～3台程度駐車可能です。」とありますが、これは管理用駐車場10台程度のうち、2～3台程度は事業者用の駐車場として利用できると考えてよろしいでしょうか。 | ○ | ご理解のとおりです。 |
| 37 | 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答 | 展示室の利用 | 29 | | | | | | | | 質疑回答No. 156からは展示室は事業者の企画では使うことができず、157では施設使用料の回答がありますが、展示室内での事業者のイベントで利用料が発生する内容とはどのようなことを想定されますでしょうか。 | ○ | 県が行う展覧会の会場において事業者が独自に行うイベント等を想定しています。 |